

行政 Information
市公共施設の指定管理者を募集します
 行政経営改革課 (☎65-6702)

指定管理者として、平成28年4月から施設の管理運営をしていただける法人や団体を募集します。

●募集する施設および担当課
 長浜バイオインキュベーションセンター
 商工振興課(西館2階) ☎65-8766

●指定管理予定期間
 5年間(平成28年4月1日～平成33年3月31日)

●募集要項の配布

【期間】9月1日(火)～10月5日(月)
 平日8時30分～17時15分

【場所】商工振興課

※市ホームページからダウンロードすることもできます。



●申請書類の提出

【期間】9月29日(火)～10月5日(月)
 【提出先】直接担当課まで

※指定管理者制度とは:

民間の企業やNPOなどを含め、法人や団体(個人は不可)であれば、市に代わって公共施設の管理運営を行うことができる制度で、民間の専門性やノウハウを施設の管理運営に活かすことにより、市民サービスの向上や経費の削減などを図るものです。

行政 Information
乗合タクシーお得な回数券を全4地区で発行します
 岡都市計画課 (☎65-6562)

びわ地区、西黒田神田地区のみで発行されていた乗合タクシーのお得な利用回数券を、10月1日から現在運行中の全4地区で発行します。

また、回数券対象地区の拡大に伴い、料金の設定を見直します。

【対象地区】浅井・びわ・西黒田神田・木之本

【料金】12枚綴り3,000円

※変更前の回数券は、10月1日以降も引き続きご利用いただけます。

※回数券は全4地区共通で利用できますが、乗合タクシーの利用は地区ごとに事前登録が必要です。

【販売所】※10月1日以降

滋賀中央タクシー(株)(浅井) ☎74-4566

近江タクシー(株)長浜営業所(びわ・西黒田神田) ☎62-0106

伊香交通(株)(木之本) ☎82-2135

行政 Information
9月27日はごみの持込みが可能です
 岡環境保全課 (☎65-6513)

9月27日(日)は、クリスタルプラザ、クリーンプラントおよび伊香クリーンプラザで家庭ごみの持込みを受け付けていますので、ご利用ください。

◆受付時間(各施設とも)

8時30分～12時、13時～16時30分

◆次回の持込み受付予定日 10月25日(日)

行政 Information
訪問理美容サービスをご利用ください
 岡高齢福祉介護課 (☎65-7789)
 しょうがい福祉課 (☎65-6518)

在宅で生活をしている寝たきりの高齢者やしょうがいのある人に自宅訪問による理美容サービスの利用券を10月中旬に交付します。

【支給内容】

訪問理美容サービス利用券(散髪のみ)1枚(平成28年3月21日まで利用可)
 申請時に、利用する理美容店を選択します。

【自己負担額】

原則利用料の1割(450円)

【受付期間】

9月1日(火)～15日(火) 平日8時30分～17時15分

【サービスを受けられる人】

(注)施設に入所している人、病院に入院しているなどは除く。

《共通要件》9月1日現在で次のすべてに該当する人

○平成27年3月～8月の間で3か月以上在宅で生活している

○世帯の平成26年分の所得税が非課税

○市税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を完納している

《要介護認定を受けている人の要件》

次のいずれかに該当する人

●65歳以上で要介護4・5の認定を受けている

●65歳未満で要介護4・5の認定を受けており、同居人のすべてが65歳以上または下記①～③のいずれかの手帳を持っている



《しょうがいのある人の要件》

次の両方に該当する人

○次のいずれかの手帳を持っている

①身体障害者手帳(肢体不自由・視覚・内部)1、2級

②療育手帳A1、A2

③精神障害者保健福祉手帳1、2級

○同居人のすべてが65歳以上または前記①～③のいずれかの手帳を持っている

行政 Information
衛生材料支給券を交付します
 岡高齢福祉介護課 (☎65-7789)
 しょうがい福祉課 (☎65-6518)

要介護認定を受けている寝たきりの高齢者やしょうがいのある人などに、衛生的にすごしていただけるように、紙おむつ等支給券を交付します。

【支給内容】

2万7千円分の支給券(3月21日まで利用可)

【集中受付期間】

9月1日(火)～15日(火) 平日8時30分～17時15分

【サービスを受けられる人】

(注)施設に入所している人や入院中の人、日常生活用具給付事業で紙おむつの交付を受けている人などは除く。

申請時に次のすべてに該当する人

○次のア～ウのいずれかに該当する人

ア 要介護3、4、5の認定を受けている

イ 身体障害者手帳(肢体不自由)1級、2級の交付を受けている(3歳以上)

ウ 療育手帳A1、A2の交付を受けている(3歳以上)

○申請日前6か月のうち3か月以上在宅生活をしていた

○常時おむつが必要で、現在も使用している

○世帯の平成26年分の所得税が非課税

○市税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を完納している



岡総務課 (☎65-6503)

平成27年度 **国勢調査**
インターネットで回答できます!



インターネット回答にご協力ください!

インターネットでの回答期限は
9月10日(木)～20日(日)です

9月上旬頃から、インターネット回答のための書類を調査員がお配りします。回答がなかった世帯に、紙の調査票を配布(9月下旬)して調査を行います。

国勢調査は、日本の未来を描くために必要なデータを得るために実施します。社会福祉、雇用政策、生活環境の整備、防災対策など、私たちの暮らしのために役立てられます。

申請窓口
 高齢福祉介護課(東館1階)
 北部振興局福祉生活課・各支所
 ※申請書は、窓口にあります。

申請窓口
 しょうがい福祉課(西館1階)
 北部振興局福祉生活課・各支所
持ち物
 お持ちの手帳
 ※申請書は、窓口にあります。

申請窓口
 要介護認定を受けている人：高齢福祉介護課(東館1階)
 しょうがいのある人：………しょうがい福祉課(西館1階)
 北部振興局福祉生活課・各支所
持ち物
 しょうがいのある人はお持ちの手帳
 ※申請書は窓口にあります。
 ※今後、新たに対象となった場合は随時申請を受付けます。